

# 流山市立南流山中学校 いじめ防止基本方針

令和2年3月30日改訂

流山市立南流山中学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、千葉県いじめ防止対策推進条例、流山市いじめ防止基本方針及び流山市いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止基本方針をここに定める。

## 1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（文部科学省；「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

### (2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼす可能性がある。よって、本校ではいじめを生まない風土づくりに取り組むと同時に、早期発見・早期解決により、いじめで苦しむ生徒を出さないようにする。

## 2 いじめ防止における日常の対策

- (1) いじめを生まない風土づくりのため、生徒会スローガンの「あったか宣言」の取組を基軸に、日本一あったかい学校づくりに努める。
- (2) みんなで良くなる、共に伸びるというイメージを全ての生徒が共有し、お互いの成長によりよく関わられるように指導に当たる。
- (3) 自尊感情（自己肯定感）を高める。
  - ①生徒の良さを積極的に認めたり、褒めたりする。
  - ②生徒指導の機能を生かした授業の展開に努め、わかる授業、充実感を持てる授業づくりを行う。
- (4) 学級経営の充実
  - ①他者を大切にできる情を育み、いじめを生まない風土づくりを行う。
  - ②「共に伸びる」という視点で、集団づくりに当たる。
  - ③学級で一番配慮が必要な生徒が安心して生活できるようにすることを学級経営の柱とする。
- (5) 生徒会活動、学級活動を通じて自治的に活動する能力を高める。
- (6) 部活動の中で存在感・所属感を持てるように指導に当たる。また、より高い目標に向かって切磋琢磨しつつも仲間を思いやることを教える。
- (7) 教師の言動がいじめにつながることはないよう細心の注意を払い、教育活動に当たる。
- (8) 新設の「いじめ防止相談対策室」や児童相談所をはじめ、外部機関と連携して講演など開催し、ライン、メール、SNS等も含め、「人の悪口は言わない、書かない、伝えない」ことを徹底し、適切な扱い方を学ぶ。
- (9) 流山市スクールロイヤーを講師として招聘し、教職員の研修会や生徒対象にいじめ

防止教育としていじめ予防授業を行う。

- (10) 年度当初に「流山子ども専用いじめホットライン」のアプリ登録を推奨し、協力を呼びかける。
- (11) 保護者会等で、いじめに関する情報の提供や家庭での見守りを願う。
- (12) 日頃から情報収集を行い、問題を未然に防ぐため、校内だけでなくいじめ防止相談対策室（スクールソーシャルワーカー等）等の外部機関を活用する。

### 3 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは日常生活の何気ない中で起こる。いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題」として、常に危機意識をもって、教師は学校生活の中で変化を見逃さないようにする。気になる変化が見られた場合は、該当生徒に声をかけ、変化の原因をつかむため個別面談を随時行う。保護者は家庭生活の中で、生徒の生活に注視し、気になることがあれば担任等学校の職員に相談し、情報を共有し、互いに連携していじめの早期発見に努める。
- (2) 学校生活アンケートを年間5回行い、それぞれのいじめの事案に対し、聞き取り調査を行い、組織的に対応し、早期解決を図る。
- (3) いじめにあった生徒、またはいじめを見かけた生徒は、速やかに担任教師等に申し出る。
- (4) 5月・11月に教育相談期間を設け、生徒及び保護者との面談を行う。
- (5) スタディライフ（学習と生活の記録）を担当が毎日集め、目を通し、いじめの把握に努める。
- (6) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長に報告し、いじめ防止対策委員会を中心に対応策を協議し、組織で対応に当たる。
- (7) いじめに対する措置
  - ① 事実の一報は、発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長へ伝える。
  - ② 学年主任と生徒指導主任が連携して、学年職員等で分担し事実を調査し、生徒指導主任（学年主任）が教頭、校長に報告する。
  - ③ 学年主任を中心として、学年職員等関係職員で指導する。
  - ④ いじめの被害生徒を守ることを第一とする。いじめが続いている場合は、いじめをやめさせるよう全職員が一体となって指導や見守りに当たる。
  - ⑤ 加害生徒の人権にも十分配慮し、聞き取りや指導に当たる。聞き取りや指導は複数の教員で行う。
  - ⑥ 加害生徒、傍観していた生徒に対する主な指導事項
    - ・ いじめたことについて、心から反省し、きちんと謝罪すること。
    - ・ いじめは相手を傷つけるだけでなく、自分の人格形成にも悪影響を及ぼす行為である。だから、やめなければならないし、止めなければならない。
    - ・ いじめなどせず、他者も大切に生きる生き方をすること。そうすることで自分も成長できるし、他者も成長できる。
    - ・ いじめがあると授業や部活動等、学校の活動に集中できなくなり、お互い不幸だということ。
    - ・ 今後は自分の周辺でいじめがなくなるよう行動すること。
  - ⑦ 当該生徒の保護者にいじめの事実と指導方針を説明する。連絡方法は、いじめの程度に応じて、電話連絡か、面談かを選択する。
  - ⑧ いじめの指導後の被害生徒、加害生徒の家庭での見守りを保護者に願う。気になることがあったら学校に連絡していただくようお願いする。

- ⑨事案の緊急性によっては、関係諸機関と連携を図る。特に犯罪行為の恐れがある場合は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
  - ⑩いじめの被害生徒の心の安定のため、学校のスクールカウンセラーがケアに当たる。場合によっては、外部機関と相談の上、ケアに当たる。また、相当な期間、全職員で見守り活動を行う。
  - ⑪いじめに関する出席停止の措置については、学校教育法第35条及び流山市小中学校管理規則第26条に沿って行う。
- (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策  
南流ルール（携帯電話、スマートフォンを使用する上でのルール。平成28年1月に生徒会で話し合って決定）に従い、他人を傷つける言葉、個人情報を書き込まないようにさせる。また、危険を感じたら、親や教師等にすぐ相談するよう南流ルールの遵守を徹底させる。

#### 4 校内いじめ防止対策委員会

- (1) 校内いじめ防止対策委員会の委員は、以下を基本とし、必要に応じて委員を追加する。  
校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
- (2) 年度末に、いじめ防止基本方針の見直し、いじめに関わる生徒指導における課題解決の方策等の検討を行う。また、必要に応じて随時開催する。

#### 5 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは  
いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、及びいじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。（いじめ防止対策推進法第28条）
- (2) 重大事態への対処
- ①重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
  - ②教育委員会に新たに設置された「いじめ防止相談対策室」と連携し、当該事案の法的視点からの対応策を協議していく。また、上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケート、聞き取り）を行う。
  - ③上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

#### 6 校内いじめ防止対策会議の設置

- (1) 委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校関係者評価委員の6名（地域の方、地域外の方、主任児童委員、PTA代表）の計10名とする。
- (2) 会議は、年1回の定例会及び必要に応じて行う。
- (3) 内容は、いじめ防止基本方針の見直し等、いじめ防止のための方策を検討する。

#### 7 その他

- (1) この方針は、毎年、いじめ防止対策会議等で見直し、改善を図っていく。
- (2) この方針は、学校のホームページで公表する。
- (3) 外部機関のいじめの相談窓口

・千葉県こどもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446

- ・子どもの人権110番（全国共通） 0120-007-110  
（千葉法務局内 月～金 8：30～17：15）
- ・ヤング・テレフォン 0120-783-497  
（千葉県警察少年センター 月～金 9：00～17：00）
- ・千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777  
（月～土 16：00～21：00）
- ・流山こども専用いじめホットライン 04-7150-8055